

エコマーク商品類型 No.123 「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.15」 認定基準書

分類 C-7 ～タイルカーペット～

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、2002年4月20日制定のエコマーク商品類型 No.123「再生材料を使用した建築用製品」を見直し、従来より推奨してきた再生材料を使用した製品にとどまらず、有害化学物質の使用抑制、省エネルギーといった観点など、製品ライフサイクルの概念の導入に伴う環境配慮の総合的評価を行い、あらためて認定基準として制定したものである。

社会状況においても、循環型社会形成推進基本法ならびにグリーン購入法などが制定され、建設業界は、標準的な指針などとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」（2002年7月）を作成し、より積極的な環境保全活動を推進する取組みを示している。このような状況を踏まえ、エコマークでは引き続き建築製品について採り上げ、環境に配慮した建築製品の普及推進を図る。

2. 適用範囲

タイルカーペット

3. 用語の定義

タイルカーペット	モジュール方式を使用することを目的として、あらかじめ決められた形状と大きさで作成された繊維製床敷物（JIS L 0212（用語）No7050より）
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
リサイクル	マテリアルリサイクルのことをいい、材料としてのリサイクルを指す。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化を含まない。ただし、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーは、マテリアルリサイクルに含む。
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。ただし、本分類においては、未利用繊維などを再生材料に含めることとする。

プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する端材などの材料または不良品であり、収集及び分別などの再生工程を経た材料。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品（ただし本分類においては、使用済みの廃タイルカーペットを処理する過程におけるタイルカーペットの端材、不良品等の不可避免的な混入を許容する）。
再生プラスチック	高分子物質を主成分とする再生材料。マテリアルリサイクルの過程で、ポリマーと分別することのできない可塑剤などの添加材が混合している再生材料も再生プラスチックとする。
未利用繊維	コットンリントーおよび紡績時に発生する短繊維などからなる繊維。
リサイクル繊維	反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維。
反毛繊維	織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服などによる反毛材からなる繊維。
ポリマーリサイクル繊維	ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料の再生処理フレークまたは、ペレットなどを利用してリサイクルされた樹脂からつくられた繊維。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品およびプレコンシューマ材料のポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 製品に使用する再生材料（未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック）の配合率については、以下の a および b を満たすこと。

- a. 廃タイルカーペット由来のポストコンシューマ材料からなる再生材料が、製品全体質量比の 10%以上使用されていること。
- b. ポストコンシューマ材料からなる再生材料が、製品全体質量比の 25%以上使用されていること。ただし、再生材料にプレコンシューマ材料も合わせて使用する場合の配合率については、以下の式による。

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料質量}}{\text{製品全体質量}}(\%) \times \frac{1}{2} + \frac{\text{ポストコンシューマ材料質量}}{\text{製品全体質量}}(\%) \geq 25$$

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、製品全体における再生材料の質量比についての証明書、および原料供給事業者の発行する原料供給証明書を提出すること。

- (2) 製品は、使用後に再びタイルカーペットとしてリサイクルできることを想定した設計であること。具体的には、バックキング層は再びタイルカーペットの原料として使用可能な再生材料にリサイクルされ、他の構成部材についても可能な限りリサイクルできる設計であること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、以下の証明書を提出すること。

- ・回収した使用済み製品を再び、タイルカーペットへリサイクルするための製品設計上の工夫
- ・(3)のリサイクルシステムを想定した場合の使用済み製品の構成部材毎の処理内容（バックキング層およびその他の構成部材のリサイクル方法、リサイクル用途）

- (3) 使用済み製品を回収し、再びタイルカーペットへリサイクルする体制および実績があること。回収対象の地域は、少なくとも主要な販売地域を網羅していること。また、回収・リサイクル量の向上を図るために方針や管理体制を設けていること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、以下の証明書を提出すること。

- ・使用済み製品の回収・リサイクルシステムの説明資料（運用開始年月、施工事業者および顧客への回収に関する説明文書、回収業者・リサイクル業者等との契約状況、タイルカーペットの具体的なリサイクル方法、処理費用負担についても説明すること）
- ・回収・リサイクル量の向上に関する管理体制（回収・リサイクル計画の進捗管理を行う担当部署、進捗管理の方法など）
- ・回収対象地域、および製品の販売量に対する回収対象地域分の割合（見込み又は実績）
- ・リサイクル実績に関する資料（当該回収・リサイクルシステムに関わるリサイクル事業者の実績の有無、再生後の原料の用途・供給状況等のわかるもの（リサイクル事業者からの再生材料の購買量など）。なお、実績には、申込製品の使用済み製品の回収・リサイクルの他、現場施工時の端材、類似製品、試験的運用による回収・リサイクルなどを含んでもよい。）

- (4) 再生プラスチックは、重金属など有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第三に挙げられた特定有害物質のうちカドミウ

ム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する溶出量基準に適合すること。なお、土壤汚染対策法施行規則の基準に代えて、ISO 8124-3(一致規格: 88/378/EEC EN71-3)に定める有害物質の基準に適合することでも良い。

【証明方法】

製品または再生プラスチックからの当該物質の溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。

- (5) プラスチックに使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、申込商品に関連した業界自主基準などによって定められたポジティブリストに従うこと。該当する業界自主基準が定められていない場合には、類似した商品の業界自主基準に従うこと。
- ただし、ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤が 4-1.(4)に定める有害物質の基準に適合することでも良い。

【証明方法】

プラスチックに使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物が、該当する業界団体の定めたポジティブリストに従っていることの証明書を提出すること。ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3(一致規格: 88/378/EEC EN71-3)などに定める有害物質の基準に適合することの試験結果を提出すること。なお、当該物質を含有しないことが明らかな添加物については、材料事業者による当該物質を含有しないことの証明でも可とする。

- (6) 繊維部分は、別表 1 に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、染色（原着含む）事業者の証明書を提出すること。

- (7) 製品のホルムアルデヒドの放散が、日本インテリアファブリクス性能評価協議会の自主基準 F☆☆☆☆等級に相当であること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、日本インテリアファブリクス性能評価協議会のVOC(ホルムアルデヒド)放散自主基準への適合、またはJIS 規格に基づく試験結果などの証明書を提出すること。

- (8) 接着剤を使用した製品は、接着剤からのトルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの放散について、「建材からのVOC放散速度基準（建材からのVOC放散速度基準化研究会）」を満たすこと（表1）。

表1 VOC放散速度基準値

対象VOC	放散速度基準値(μ g/m ² h)
トルエン	38
キシレン	120
エチルベンゼン	550
スチレン	32

【証明方法】

接着剤からのトルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの放散について、第三者機関または自社などによるJISA 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小型チャンバー法」に従う試験結果、または日本接着剤工業会（JAIA）の4VOC基準適合商品登録証明書あるいはMSDS等のJAIA登録番号が確認できる内容を提出すること。なお、対象VOCを処方構成成分として添加していない製品は、当該物質の添加のないことを示す製造事業者発行の証明書を提出することにより試験を免除することを可とする。

- (9) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、リサイクル、廃棄に関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。施工に関しては、施工時に使用する接着剤を指定または推奨する場合、低VOCのものを指定または推奨すること。使用、維持・管理に関しては、製品の長期使用に有用な管理方法などの情報を記載すること。リサイクルに関して、使用済み製品の回収方法、回収要請の連絡先、回収後リサイクルすることについて明記すること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、施工、使用、維持・管理、解体、リサイクル、廃棄に関するマニュアルの見本を提出すること。施工から廃棄までのライフステージのうち、マニュアルへの記載をすることができない箇所については、理由を説明すること。

- (10) 製品に難燃剤を使用する場合には、PBB（ポリ臭化ビフェニール）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状C数が10～13、含有塩素濃度が50%以上）を処方構成成分として添加しないこと。

抗菌剤については可能な限り使用のないこと。使用する場合には、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の抗菌性能基準使用登録制度等の認証を受けていること。

【証明方法】

申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。抗菌剤を使用している場合には、認証書の写しを提出すること。

(11) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間の行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(12) 品質は、JIS L 4406「タイルカーペット」又はこれに準拠した自社規格に適合していること。なお、自社規格の場合「寸法（幅及び長さ）の精度」、「直角の程度」、「キャスターチェアによる寸法の変化量及び変化率」、「難燃」および「有害物質の規制（JIS 解説表 1）」については、JIS L 4406 に適合していること。

【証明方法】

該当する規格に適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JISの認定を受けている場合は、JISの認定の写しを提出することでJISへの適合の証明に代えることができるものとする。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 製品包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さや廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

【証明方法】

本項目への適合状況および包装方法を付属証明書に記載すること。

- (2) 製品は、LCA（ライフサイクルアセスメント）による CO₂ 排出量の算出、および従来品等との比較を行っていること。

【証明方法】

本項目への適合状況および LCA の結果を提出すること。

- (3) 製品は、リサイクル以外にも資源の節約（軽量化や長寿命化など）に取り組み、CO₂ 排出量の低減を図っていること。

【証明方法】

本項目への適合状況および資源の節約の内容と CO₂ 排出量の低減の状況を説明した資料を提出すること。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は、ブランド名毎とする。色、寸法の大小による区分は行わない。
- (2) マーク表示は以下に示すBタイプもしくはAタイプを選択し、表示方法は「エコマーク使用の手引」に従うこと。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容（マーク表示見本）を提出すること。

Bタイプ（マークと認定情報を記載する方法）

以下①～③を含む認定情報をマーク近傍に記載すること。なお、「エコマーク使用の手引」に従い、一定の条件を満たす場合は、マークのみの表示も可とする。

- ① 「エコマーク」の文言、または「エコマーク使用の手引」7項に定めるエコマーク商品であることの呼称。
- ② 環境情報表示「再生材料を〇%使用」もしくは「再生材料を〇%以上使用」および「原料の一部に廃タイルカーペットを使用」の文言。なお、再生材料の全量が廃タイルカーペットの場合や、再生材料の内容を全て記載する場合は、「再生材料（廃タイルカーペット〇%、リサイクル繊維〇%）を使用」などに文言をまとめてもよい。

〇%は製品全体に占める再生材料の合計値（再生材料の内容を全て記載する場合には、再生材料毎の配合率でも可）を記載すること（小数点以下は切り捨てとす

る。同一商品区分内で再生材料の配合率が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること)。なお、○%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。

- ③ エコマーク認定番号および使用契約者名の表示(どちらか一方を選択して表示することも可)

A タイプ (マークとマーク上段の「ちきゅうにやさしい」、下段の環境情報表示をセットで記載する方法)

マーク下段の環境情報表示は、四角枠で囲んだものとし、上記 B タイプ②に定める文言を記載すること。なお、②の文言のうち「原料の一部に廃タイルカーペットを使用」は四角枠外の近傍に記載することでもよい。商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2」(2005年9月1日制定)の既認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示、認定番号を記載することも可とする。

[B タイプの表示例]



エコマーク商品
再生材料を○%使用
原料の一部に廃タイル
カーペットを使用
12345678
〇〇〇株式会社

[A タイプの表示例]



〇〇〇株式会社
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号 (数字のみの表示も可)
第 12345678 号

2007年 5月 5日	制定(Version2.0)
2012年 5月 1日	改定(分類 C.内装工事用資材/C-7 タイルカーペットの追加 Version2.11)
2012年 6月 15日	改定(4-1.(10)追加 version2.12)
2016年 3月 15日	有効期限延長
2022年 12月 31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表 1

染料

以下の a、b および c に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。
羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

a. 分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料

(ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの 1 つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの)

発癌性ランク (A 1)		
92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク (A 2)		
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3'-dichlorobenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-xylidine	3(NTP,IARC)
87-62-7	2,6-xylidine	2B(NTP,IARC)
60-09-3	4amino-azo-benzene	C2(EU)

b. 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)

2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) , Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	Oeko-Tex

c. 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD, Oeko-Tex
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD, Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD, Oeko-Tex
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD, Oeko-Tex
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD, Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	Oeko-Tex
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	Oeko-Tex
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 102		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		Oeko-Tex
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	Oeko-Tex
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		Oeko-Tex

参考： 国際がん研究機関(IARC)
 米国国家毒性プログラム(NTP)
 EU Directive 76/769/EC
 EU Directive 2002/61/EC
 染料および有機顔料製造会社会生態毒物学協会(ETAD)
 Oeko-Tex Standard 100